

令和 2 年度

船橋市病院事業会計予算

議案第9号

令和2年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	449床				
(2)	年	間	患	者	数			
		入	院	143,394人				
		外	来	243,258人				
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
		入	院	393人				
		外	来	986人				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入				
第1款	病	院	事	業	収	益	18,697,000千円
第1項	医	業	収	益	17,288,800千円		
第2項	医	業	外	収	益	1,142,400千円	
第3項	特	別	利	益	265,800千円		
		支	出				
第1款	病	院	事	業	費	用	18,697,000千円
第1項	医	業	費	用	18,377,800千円		
第2項	医	業	外	費	用	214,600千円	
第3項	特	別	損	失	74,600千円		
第4項	予	備	費	30,000千円			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,749,900千円は、減債積立金528,300千円及び過年度分損益勘定留保資金1,221,600千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,244,100千円
第1項	企 業 債	744,000千円
第2項	負 担 金	500,000千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	100千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,994,000千円
第1項	建 設 改 良 費	1,965,700千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,028,300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
院内保育所 保育業務委託料	令和2年度～令和5年度	190,015
院内保育所 給食業務委託料	令和2年度～令和5年度	43,125
入院患者の食事提供業務 委託料(管理費)	令和2年度～令和5年度	390,060
ベッドセンター 業務委託料	令和2年度～令和5年度	28,611
物流センター 業務委託料	令和2年度～令和5年度	181,998
中央材料室等管理 業務委託料	令和2年度～令和5年度	183,150
院外洗濯 業務委託料	令和2年度～令和5年度	127,116
医事管理 業務委託料	令和2年度～令和5年度	633,513
医療センター 建替工事設計業務委託料	令和2年度～令和3年度	624,503

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	744,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,271,820千円
- (2) 交際費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,352,490千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	血管撮影装置	1式
	超音波画像診断装置	1式
	電子カルテシステム及び既存部門システム	1式
	手術システム	1式
ソフトウェア	電子カルテシステム及び既存部門システム	1式

令和2年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

